

第4章 プランの推進体制

< 現状と課題 >

「あいち IT アクションプラン」(14年3月策定、以下「前プラン」という。)では、知事を本部長とする「IT活用推進本部」、有識者会議、IT活用推進本部幹事会、専門部会を中心に、毎年度事業の進捗状況をチェックするなどして推進を図ってきました。

前プランの中で「多部局にまたがる電子地方政府関連施策をはじめ、各分野のIT関連施策を強力に推進するため、部局の壁を越えたリーダーシップを取ることのできるCIO(最高情報統括責任者)の設置について検討」することとされ、その後CIOのあり方やCIO補佐の導入等について検討してきました。

この間、国の府省庁では官房長をCIOとして、民間からIT技術者等をCIO補佐とする体制を整えており、また他県等でもCIOやCIO補佐の導入が徐々に広がっています。都道府県CIOフォーラム¹が平成18年8月に調査した結果では、47都道府県中「CIOがいる=25」、「CIOはいないが相当職はある=7」、「検討中=4」となっています。また、CIOを技術的に補佐するCIO補佐については「CIO補佐官がいる=8」、「CIO補佐官はいないが相当職はある=10」、「検討中=4」となっています。

他県等で先に導入した事例を見ると、それぞれの団体の状況に応じた推進体制を構築しており、民間からCIOやCIO補佐官を導入して成功している事例が多いものの、一方で有能な人材を確保することは困難であり、仮にそういう人材が確保できたとしても庁内の連携体制がうまくできておらず、必ずしも十分に機能していない事例もあります。

< 新たな推進体制の検討 >

本県のIT施策の重点が、電子自治体の基盤構築から、構築された基盤を利活用する段階に入ったことから、「あいちIT活用推進本部」を中心とするこれまでの推進体制に加えて、庁内の連携体制を強化するとともに、一層広く県民の意向を反映できるような推進体制を整備していきます。

1 全庁的な計画の推進体制強化

(1) あいちIT活用推進本部

既存の「あいちIT活用推進本部」を中心として、その機能強化を図りながらプランの推進を図ります。

本県の組織体制に適合するCIO、CIO補佐機能のあり方や「あいちIT活用推進本部」の中への位置づけ等について検討を進め、この推進本部の機能強化を図りながら全庁の推進体制を一層強化していきます。

¹ 全国47都道府県のCIO(最高情報責任者)または情報政策責任者による定期的な連絡会議の場として、平成16年2月から年2回開催されている。

全庁システムの最適化やオンライン利用率の向上など当面の課題解決に向け、あいちIT活用推進本部の下に専門分野ごとの推進組織を位置づけるとともに、この推進組織を中心に一層の電子自治体化の促進を図ります。

(2) 職員のITスキル の向上

一般職員が業務の遂行上関わるシステムが増加するとともに、必要とされる知識・情報も多様化・高度化しています。さらに、情報セキュリティ等に対する高度な知識も必要とされるようになってきています。このため、一方で庁内情報システムのユーザビリティの向上を図りながら、もう一方で全庁の職員のITスキルやセキュリティモラルの向上を図っていきます。

2 業務改革の取組との連携

(1) 「あいち行革大綱 2005」(平成 17 年 2 月策定)の中で、「ITを活用した行政サービスの向上」として、「『電子申請・届出システム』の対象手続の拡大」や「IT関連経費の縮減策の検討」などが位置づけられており、こうした全庁の行財政改革の取り組みと連携を図りながらプランの推進を図っていきます。

(2) PDCAサイクルの徹底

これまでも「あいちIT活用推進本部」を中心とするプランのフォローアップを進めてきましたが、全庁の情報システム最適化の観点から、Plan(計画)、Do(実行)、Check(検討)、Action(見直し)という、PDCAのサイクルをより明確にした形でプランの推進を図ります。

3 多様な主体との連携協力関係の強化

(1) 市町村との連携

平成 15 年 4 月に愛知県と県内の全市町村(名古屋市を除く。)で「あいち電子自治体推進協議会」を設立し、電子自治体の共同運営の拠点である「あいち自治体データセンター」を運営しており、今後ともこの協議会を中心として、システムの共同開発や運営を進めていきます。

(2) 国や近隣自治体、他県等との連携

これまでも関係省庁や 4 県 1 市担当課長会議や全国情報主管課長会議、「都道府県 CIO フォーラム」等を通じて、近隣自治体や他の都道府県との連携を図っていましたが、今後ともこうした場を通じて情報共有や共通課題への対応など連携を進めていきます。

(3) 大学や研究機関等との連携

平成 18 年 4 月から公立大学法人となる愛知県立大学情報科学部をはじめとして県内の情報系大学や研究機関等との連携を図っていきます。

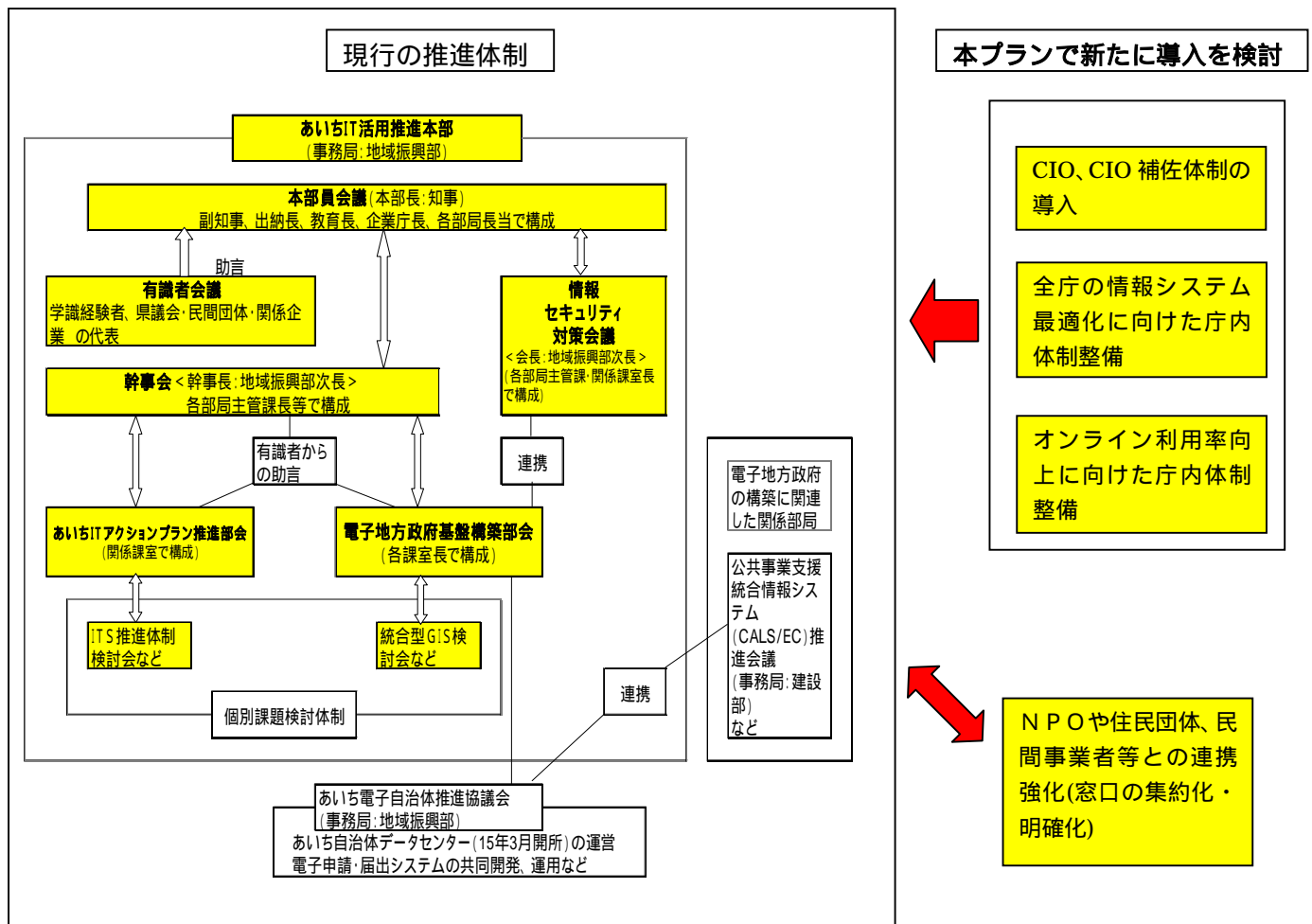
(4) NPOや住民団体等との連携

施策の重点が電子自治体の基盤構築から、構築された基盤を利活用する段階になったことから、これまでの推進体制に加えて、NPOや住民団体等との連携を図りながら、一層広く県民の意向を反映できるような形でITの利活用を推進していきます。

(5) 民間事業者等との連携

県民の方々が、高度な情報通信ネットワークを快適かつ安全に利用できる基盤整備に当たっては、放送事業者や通信事業者等の果たす役割が大きいことから、民間の活力を最大限に発揮できる²ように配慮しながら、連携を進めていきます。

新たな推進体制



² 平成13年1月に施行された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」では、第7条において、「高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を行うものとする。」とされている。